第九十八条第一項第一号中「被扶養者」の下に「（以下この号及び第三項において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の下に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「行う」の下に「組合員等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、前項第一号及び第一号の二に掲げる事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百十四条の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第百十四条の二　組合は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一　第五十条第一項に規定する短期給付のうち財務省令で定めるものの支給に関する事務

二　第五十条第一項に規定する短期給付の支給、第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施その他の財務省令で定める事務に係る組合員若しくは組合員であった者又はこれらの被扶養者（次号において「組合員等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三　第五十条第一項に規定する短期給付の支給その他の財務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2　組合は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

附則第十一条の三中「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」を「、国民健康保険法」に改める。

附則第十二条第五項中「毎年一月一日」を「第四十条の規定にかかわらず、前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員（」を「全ての組合員（」に改め、「と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する金額」を削り、「定める金額」の下に「を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第二号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（次条において「改正後国共済法」という。）第四十条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2　前項の規定により改定された標準報酬は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

第三十八条　改正後国共済法第四十一条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に国家公務員共済組合の組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額については、なお従前の例による。

第三十九条　第二号施行日前において、附則第三十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る第二号施行日前までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

を

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上
第四四級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上
第四五級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上
第四六級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上

に改める。

一、二三五、〇〇〇円未満	
一、二九五、〇〇〇円未満	
一、三五五、〇〇〇円未満	

を

一、二三五、〇〇〇円未満	
一、二九五、〇〇〇円未満	
一、三五五、〇〇〇円未満	

に改める。

第四十四条第二項中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第五十六条第二項第四号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）

第五十七条の五第一項及び第五十九条第三項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第六十一条第三項第二号中「第六十八条第三項ただし書及び第六十九条第二項ただし書」を「第六十八条第五項ただし書及び第六十九条第三項ただし書」に改める。

第六十八条第一項中「以下この条」を「第五項、次条第一項及び第三項並びに第七十条」に改め、「、傷病手当金として」を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、傷病手当金」に改め、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

第六十八条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「において支給を受けるべき傷病手当金の」を「に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第二項の規定により算定される」に改め、同項ただし書中「ときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額その他の政令